

名張市告示第33号

名張市林業用機械導入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月16日

名張市長 北川 裕之

名張市林業用機械導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安定的かつ継続的な林業を可能とするため、原材料費、光熱水費等の高騰の影響を受けている林業者の林業機械の導入に対し補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業者 市内において林業（森林の経営若しくは管理又は森林施業若しくは木材の収集、搬出をいう。以下同じ。）に従事する者（施業を自ら行う者に限る。）をいう。
- (2) 林業機械 林業の用に供する機械であって、導入（当該機械を市内の事業者から購入し、又はリース契約（契約期間が1年以上のものに限る。）を締結して借り入れることをいう。以下同じ。）することによりその生産性の向上、燃費の向上又は作業の省力化が見込めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる市内の民有林において継続的に林業を行う林業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員（名張市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を持っている者

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は林業機械（補助金以外の補助金等の交付の決定を受けたものを除く。）の導入とし、補助の対象となる経費は補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除き、15万円以上の場合に限る。）（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）又は50万円のいずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、名張市林業用機械導入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、申請しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書及び内訳書の写し
- (3) 林業機械の仕様等が確認できる書類の写し
- (4) 林業機械の使用に必要な資格を証する書面の写し
- (5) 保管場所及び使用場所の見取図並びに写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第7条 補助金の交付の申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、名張市林業用機械導入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

- 2 第6条の規定により申請をした補助対象者は、前項の規定による交付の決定を受けた日以後でなければ、当該申請に係る補助対象事業に着手してはならない。

(変更等の申請)

第9条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする者は、名張市林業用機械導入費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出することにより、申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助対象事業の内容の変更に係る申請をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書兼変更収支予算書（様式第5号）
- (2) 変更に係る第6条各号に掲げる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、名張市林業用機械導入費補助金（変更・中止・廃止）承認決定通

知書（様式第6号）により、当該申請を行った交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月25日のいずれか早い方の日までに、名張市林業用機械導入費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、その実績を報告しなければならない。

- （1）林業機械の導入に係る契約書の写し
- （2）領収書の写し（内容が確認できるものに限る。）
- （3）林業機械のメーカー、型番等が確認できる書類の写し
- （4）林業機械の導入が確認できる写真
- （5）林業機械の保証書の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を確認し、及び必要に応じて現地調査を行った上で交付すべき補助金の額を確定し、名張市林業用機械導入費補助金額の確定通知書（様式第8号）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに名張市林業用機械導入費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出することにより、補助金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第12条 交付決定者は、林業機械の法定耐用年数の期間内において、当該林業機械を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供しようとするとき（以下「財産処分等」という。）は、あらかじめ名張市林業用機械導入費補助金財産処分等承認申請書（様式第10号）を市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、当該林業機械の財産処分等をする場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、その財産処分等を承認すべきと認めたときは、名張市林業用機械導入費補助金財産処分等承認通知書（様式第11号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（林業機械の管理）

第13条 交付決定者は、導入した林業機械を善良な管理者の注意をもって管理するとと

もに、その効果的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管等)

第14条 交付決定者は、補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。ただし、その林業機械（第12条第1項本文の規定により財産処分等をしたものを除く。）が法定耐用年数を経過しない場合には、当該法定耐用年数が経過するまでの期間保管しなければならない。

(使用状況の報告)

第15条 交付決定者は、令和9年度における補助金に係る林業機械の使用の状況について、名張市林業用機械導入費補助金林業機械使用状況報告書（様式第12号）を市長に提出することにより、報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。